



第十四卷 第三號

昭和四年七月發行

(通卷第五十五號)

研 究

國分寺の衰頹に就いて

魚 澄 惣 五 郎

一

嘗ては國花と謳はれて盛觀を呈した奈良朝諸國國分寺も、時代と共に次第に荒廢に歸し、今はところふゝの遺址に残る雄大な伽藍礎石や、その附近から出土する優麗な瓦瑣を見て、茫茫千年の昔を偲ぶのみである。勿論往時の國分寺の傳統を承けて寺運を維持してゐるものもないではないが、

しかし何れも創建當初の趣旨とは異つたものとなつてゐること云ふまでもない。古いものは次第に捨て、顧みられなくなるのは、人事一般の通則であるがこの國分寺が如何なる徑路を辿つて衰頹に赴いたか、それらについて二三の考察を試みたいと思ふ

もとより國分寺の頹廢には國民信仰の變遷や、

維持のための經濟問題等を深く考慮せねばならぬのであるが、先づ國分寺造立の事情、即ち聖武天皇御發願の御趣旨に就て一應考へねばならないと思ふ。この御趣旨如何が、直ちに國分寺そのもの永續性があるか否かを考察する上に、必要があるからである。國分寺造立の趣旨並に動機等に就ては既に辻博士著「日本佛教史之研究」所載の國分寺考の中に微細に互つて論せられてゐるのみならず、かの天平十三年三月に發せられた聖武天皇の詔を見ても極めて明瞭である。即ちその詔の中に、

頃者年穀不豐、疫癘頻至、慚懼交集、唯勞罪己、是以廣爲蒼生、遍求景福

と仰せられ、且つ金光明經並に最勝王經の説く所に従つてこれを讀誦し、供養し、その功德によつて災殃を除かんとせられたのである。辻博士はこれが單に表面上の理由たるのみでなく、實際此頃疫癘流行の事實等とあはせ考へたならば、蓋し偽

らざる告白であつたであらうとして、それらの事實を詳細に述べられてゐる。實に此頃飢饉と疫病とが並行して國民を苦しめてゐたのであつたから朝廷としてはそれが救濟策の一方法として、この國分寺の造營を企てられたのであつた。國家財政上の立場から見ても、かゝる際に日本全國に劃一的に壯大な規模の下に國分二寺の創建に着手することは、果して時期を得たものであつたらうか。單に經濟上の方面のみから解釋すれば、この際稍無理な事業を起されたものと見なければならぬ。勿論朝廷ではこの國民の窮乏と疫癘とを救ふための施設としては、單に國分寺造立のみをせられた譯ではない。屢々百姓を賑給し、或は百姓の租賦等を免せらるゝなど、それ〴〵時宜に適した處置を講せられてゐる。かく國費多端の際でもあるからたとへ當時信仰上無理ならぬことゝしても、實際上下では行き過ぎた遣り方で、百姓は心からよろ

こんでこれが造營に當つたかは疑問とせねばならない。とにかく經濟界に一段の活躍を起さねば到底事成せないのであつたから、天皇は天平十五年に至り、開墾禁止に關するあらゆる今迄の法令を徹廢して、根本的に大化改新の土地公有主義を打破し、以て國民景氣の恢復を計られたのであらう。勿論この天平十五年の開墾令は國分寺造營のためにのみ行はれたものではないが、國分寺造營が有力な動機となつたことは見遁がせない事と思ふ。これを以て見るも、國分寺創建の計畫が當時の經濟界の状態から見てやゝ無理があつたと思はれるのである。

而も尙天平十三年の國分寺創設の詔に、次の御句のあることを注意せねばならない。即ち發願の御趣旨を述べられたその最後に、

所冀聖法之盛、與天地而永流、擁護之恩、被幽明、而恒滿、其造塔之寺、兼爲國華、必擇好處實可長久

とある點で、この「爲國華」は云ふまでもなく「國の飾」の意味である。即ち國分寺を以てわが文化の象徴、文化の誇としたいとの意味もあれば、また對外關係から來た國の體裁、體面を飾らうとの意味も含まれてゐる。造營された國分寺が、わが國の外面的なかざりとなり、今日で云へば立派な美術館とか公園とかを作つて外國人に耻しからぬ様にしやうと云ふので、言ひ換へれば來朝する支那朝鮮の人々に對しての國の粧飾でもあつたのである。

國分二寺が全國に都鄙を問はず一律に立派に出來上ることは、詔の如く實に國華であり、また都市の文化の普及と云ふ點からその効果は決して尠くはなかつたであらう。しかし當時の交通状態などから見て全國國毎に寺塔を作ることば對外的にはさほどの意味をなさないこと、思はれるのであつて、況んやこの國毎に寺塔を造ることが、唐の

制度を模したものと思はれる點もあるのであるから、一層その基礎が薄弱と思はざるを得ない。これを要するに國民疲弊の際強いて壯大な規模の下に企劃されたこの國分寺制度は、やゝ行き過ぎた感が深いのであつて、そこに國分寺そのものゝ永續性が危まれたものとせねばならないであらう。

## 二

更らに信仰上から考察するに、當時所謂政教一致の思想が強いことから、この造營を思立たれたことゝ解せられるのである。例の天平十三年の詔にもその趣旨が見える。もとより政教一致とは、此際では佛敎を以て政治の基礎とし、根柢とするのであつて、天皇親ら三寶の奴とまで仰せられたのもその發現であらう。國を治めんには先づ佛敎を盛にせねばならないと考へられてゐたので、天平勝寶四年閏三月の官符には「素縉雖別、於政仍同」と記されてゐる。

また國分寺の創立は一面金光明經、曇勝王經の信仰に基くものであることも、天平十三年の詔に明かに記されてゐる。この經の轉讀は既に天武天皇の頃から行はれてゐたのであつた。この兩經の内容は國家的色彩の著しく濃厚なもので、聖武天皇が國分僧寺に金光明經を必ず備へしめられたことから、金光明四天王護國寺と呼ばしめられ、又尼寺には法華經を備へしめて、法華滅罪寺と稱へしめられたことによつてもその精神は明かであらう即ちこの經の功德によつて國民の慶福と國家の護持とを期せられたのであつた。

元來この經の信仰は奈良朝平安時代にあつては、厚く尊ばれて、朝廷では最勝會など絶えず行はれてゐた。然るに鎌倉時代に入つて佛敎の新宗派が勃興し、國家的佛敎の意義も著しく薄弱となり、而も政治の實權が中流階級とも云ふべき武士の手に移る様になつてからは、主として個人の靈

性の救済と云ふ方面に佛教の力が注がれる様にな

り、國民間の信仰またその方向に轉換する様になつた。されば今迄の金光明最勝王經などは、次第に顧みられなくなつて來たのは止むを得ない。この信仰上の變遷は同時に國分寺創立の根本義に變動を來したのであつて、國分寺が衰運に傾く理由を明瞭に説明してゐると見なければならぬ。もとより朝廷では武家時代に入つても最勝會、法華會の如きものが折々に修せられてゐたものゝ、それはたゞ保守的な廷臣によつて、たゞ傳統的に行はれたので、強い信仰から出てゐる場合が尠く、また朝廷は事實政治上の實際には次第に遠ざかつてゐられたことでもあるから、奈良朝以來の政教一致の思想も漸くその實なく、政教は分離の状態に移り行き、政教一致思想の下に出來上つた國分寺も國家的保護を受けることが少くなつたのである。

### 三

國分寺衰亡の時期は大體國司制度の消長と並行してゐると思ふ。もとより國分寺造營は國家的事業であつて、天平十三年の詔勅にも「國司等各宜務在嚴飾、兼盡潔清、近感諸天庶幾臨護、布告遐爾、令知朕意」とある。されば國分寺の寺務は國務とも云ふべきで、國司の重要な仕事の一つとなつてゐる。國分寺の經濟また國司の掌るところである。而して國司の監督の下に大小の寺務を取扱つてゐる役僧は所謂國分寺三綱であつて、尼寺には特に鎮なるものがあつた。その三綱は四年を秩限とし遷替の時には事務引繼の解由が必要である而も玄蕃寮式には

凡國分二寺田、令三綱耕營、永奉三寶之用

とあるから、主として俗務に従つてゐたかと思はれる。

尙當時諸國國々の寺院の經營と布教とに當るも

のに諸國々師なるものがあつて、一國內の寺院を管掌し且つ讀誦等につとめたのである。この國師は何れも都で任命せられて、諸國に赴任したもので、秩限六年で、やはり遷替には解由を必要とした、その人員は原則として國々大國師、少國師各一人であつた。上述の如く國司は勿論國內の一般寺院の監督を以て任じてゐたこと當然であるが、この國師も國分寺の創設せらるゝと共に國分寺を

監督する様になつた。その後延暦十四年に國師を講師と改稱し、専ら宗教上の講説に當らしむることとし、且つ任期を無期限と改めた。しかし、かく職制を改めると共に講師が次第に怠ける様になつたので、延暦二十四年再び任期を定めて六年とし、講説に従ふのみでなく一般寺務の監督をもなさしむることゝなつた。即ち國分寺は地方官たる國司の管理に屬すると共に、又中央より派遣せられたる國師と稱する僧官の監督をも受け、國家か

ら直接二重の監督を受けてゐたのであつた。これは國分寺を非常に重大視した結果からでもあるがまたそれだけ監督權の運用を誤ると、逆に著しく反對の結果を齎すものであらねばならない。後にまた國分寺で讀經に従事する讀師なるものが任せられて、國師と同様に都から赴任することゝなつた。これら讀師、國師は何れも國分寺の中に居住してゐたらしいのである。

この他國分寺に永住して勤行を事とするものは職制上僧寺には僧二十人、尼寺には尼十人があつた。これもまた都から派遣したものであるが、都から地方の國分寺に赴任することを次第に嫌ふ様になつたことは、弘仁十二年十二月の官符にも、「如聞僧等或重在本寺、或喜從師主、至于入國分寺心願者、蓋寡矣、因是法會之場僧員不備」云々(類聚三代格三)とあることなどで明かであるが、そこで遂には國々の百姓六十歳以上のもので「心行既

定、始終無變者」(同上)から得度し選抜して補任せしむる方法を取る様になつた。然るに天長五年二月十八日の官符(類聚三代格三)には、さきの弘仁十二年の官符によつて六十歳以上のものを度せしめたが、老耄で役に立たないから、年二十五以上のもの五人を度せよと命ぜられてゐる。

何れにしても大小の事朝廷が直接監督するか、る制度は、中央集権の實がよく行はれてゐる際には、頗る好結果を致したであらう、且つ國司の如き地方官即ち俗官が強く監督することは朝威の盛なる間は必ず良好な効果を齎し、國分寺の維持と發展との上には好都合であつた。

併し中央政府の威權が衰へ、またそれに伴ふて國司制度が紊れて來ると、遂には收拾することが出來なくなつて終う、仁壽三年六月の官符には、講師が朝命を守らず、國分僧は「多放逸、福田荒而不耕、農畝競而訟利、鐘聲絕響六時無聽、香火

止烟、三業彌倍」(類聚三代格三)などと記し、また延喜十四年四月三善清行が例の意見封事中にも「衆僧濫行有聞者、一切不預請用、又諸國司等公務怠忘、事多不遵、故國中法務、皆委附講讀師、而講讀師多非持律之人、或有贖勞之輩、況其國分僧少人、皆是無漸之徒也、蓄妻子、營室家、力耕田、行商價」云々と述べ、諸國講讀師に人物を選んで任じ、國分僧の紀綱を振肅せしめねばならぬことを切言してゐる。

思ふに國民生活の向上と共に地方官たる國司の事務も次第に複雑となつて來て、奈良朝以來の慣行たる國司が國內の法務即ち宗教上のことに關與せない様になつて來たのみならず、任地にて私腹を肥すため、次第に横暴をなし、國務に忠實でなくなり、國分寺僧また同様の傾向に赴いたのであらう。

元來國分寺僧の中から名高い高德の僧を聞くこ

とが稀な様に思ふ。尤も近江來迎院文書によると傳教大師が近江國分寺で得度されたことなどは最も顯著な事實であるが、これは奈良朝のことに屬してゐる。その後では上總國國分寺僧で大治四年

に示寂した僧平明が、本朝高僧傳に載録されてゐる位で、あまり傳へらるゝものは尠い。又扶桑略記によると仁和四年に常陸で富有な飛鳥貞成なるものが、法華經を書寫し、盛大な供養法會を行つた記事が見えるが、實際國分寺に就いての顯著な事蹟は極めて尠い。たゞ平安朝の法令等に關して幾多制度組織上の事が反覆記載されてゐるのみであるのは、國分寺が寺院としての活動がいかにも振はなかつたことを示すものであらう。もし國分寺創設が傳へらるゝ如く行基の關係したものとせば、彼の事蹟から推しても、國分寺が國家的のものであるから、一層國民民福のために盡した行蹟の見るべきものが少しはあるべきであらう。此時

代の僧侶は進んで社會的事業に活躍したものの、多いのに反し、國分寺の業蹟の比較的見るべきものなきは、國分寺そのものが本質的に社會的のものでなかつたことを示すものではないか。

## 四

更らに國分寺の經濟如何と云ふことは、その盛衰に重大な關係の存するのであるから一應考察せねばならない。遠がに朝廷では寺運の將來を思ひその維持のためには周到な注意を拂はれ、天平十三年には僧寺に封戸五十戸、水田十町を施入せられ、更に天平十六年には詔して、諸國國別に正税四萬束を割いて僧尼二寺に各二萬束を充て、毎年これを出舉しその利息によつて造寺の用とせしめられた。次いで天平十九年には造寺の效を速かならしめんため、僧寺に九十町、尼寺に四十町を給し、天平勝寶元年には寺別に僧寺に墾田一千町、尼寺に四百町を給し、その他布施供養、燈油料等



についてもそれ／＼定められる處があつた。尤もこの中正税二萬束であつたのが延喜式では雑色稻の中に入れられてゐる。雑色稻は郡費に充てる田租を云ふのであるから、朝廷の國分寺に對する態度も、これによりやゝ輕くなつて來たことを認めねばならない。

かく充分な寺田等を有してゐたのであるから、その維持の方法ははじめ充分に盡されてゐたと思ふ。併し平安朝に入つて土地制度の變遷と、國家の政治組織の變動とに伴ふて、國分寺が依然として舊態のまゝにあることが出來なくなつて來た。

元來平安朝の官立寺院なるものは國分寺に限られた譯ではない。定額寺、勅願寺などと云ふ官寺が夥しくあつた。定額寺はもと本願主即ち檀家檀越が建立した私營の寺院を、後に國家が認めて官寺としたもので、年分度者を置き、國費で堂塔の修理や一定の用途を給したものである。勅願寺、

御願寺もまた官寺に進せらるゝもので、中には始めから天皇、皇后等の發願で建立せられたものもあるが、多くは私建立の寺を後に許されて勅願寺とせられたものである。奈良朝、平安朝に創建された著名な寺院は多くこの何れかに屬する官寺であつた。さればこれらの官寺が、鎮護國家の道場と云ふ意味では國分寺と同様の性質であつた。

併し乍ら、この定額寺並に勅願寺には、必ず檀越が私人關係で、ある權利を保留してゐて常にその寺の管理をやつてゐた。勿論これら勅願寺、定額寺もまた國司監督の下にあつて、法制的にも、實際上にも檀越と國司との共同管理の下にある。

同じ官寺でも國分寺にはこの檀越がない。この事は國分寺の盛衰に深い因縁を有するであらう。

平安朝も藤原氏專權時代となつてからは、政治上の施設が公私混淆と云はんよりも寧ろ私人的になつて來た。天下の政治が藤原氏と云ふ私人の獨

占する所となつて、私的のものが却つて社會上の實勢力をもつ様になつて來た。寺院でも私人的關係の深いものが、國家的のものより榮える傾向で即ち藤原氏個人の建立にかゝるものや、それに關係の深いものが、勢力を得る譯である。定額寺や勅願寺は表面上官寺とは云つてゐるものゝ、實は多く藤原氏などの權門の私建立にかゝるもので、官寺に列格しても依然藤原氏などの經營に屬してゐる。

政治が私的になると共に、宗教上の施設も私的となり、やがて純粹の官寺たる國分寺が忘れられる様になつたのも止むを得ないのである。而もこの事はまた別に特種の私有地制度たる庄園制度の發達を促がし、私人關係による保護によつて、それに關係ある寺院は權門勢家を背景として次第に寺領を擴大して來たに反し、形式的に格式高き官立寺院たる國分寺が、有力な私的後援者が無いの

で、寺領は次第に蠶食せられて、財政的にも窮乏する様になつて來た。かの尾張百姓等が永祚元年二月に解狀を上つて、國守藤原元命の非法を訴へた解文中にも、國司が國分尼寺修理料稻一萬八千束や、誦讀師僧尼の布施稻をも横領してゐることを述べてゐるが、國司の非法すでにかくの如きであるから、國分寺が維持困難の傾向は、既にこの時に見らるゝと云つてもよからう。

## 五

元來國分寺の堂塔が、凡て諸國一樣に理想通り完備されたものかは疑問である。天平十三年の國分寺條例から僅かに二十五年を経たのみである天平神護二年には早くも「塔金堂或已朽損、將致傾落」云々との句が太政官符に見える。而もその後國分寺が何等かの事情の下に亡失した際には、常に他の定額寺を假りに國分寺とせられた例は極めて多い。殊に平安中期以後これが多いのであるか

ら、國分寺の凋落の傾向を有力に物語つてゐるものと云ひ得やう。

雜誌「史蹟名勝天然記念物」第一集第二號及第三號に「上野の國分寺に就いて」と題し、文學博士宮地直一氏のものせられた論考は、一般國分寺の興廢の跡を辿る上に注意すべきものであらう。その中に同博士は、九條家本延喜式の裏書文書の中から次の一節をも指摘せられてゐる。

新司良任勸云、國分二寺諸定額寺佛像、經論、資財、雜具、堂舍并[ ]官舍等破損無實、其由如何、前

司家業陳云、件國分二寺諸定額寺佛像、經論、資財、雜具、堂塔、雜舍等無實破損、是非當任之懈怠、往代之損[ ]、具由注載代々不與解由狀、度々於交替使實錄帳言上先了、然而[ ]間爲致殊功金光明寺并諸定額寺堂舍或[ ]造立、或加修理、就中[ ]堂佛菩薩諸佛皆悉破損[ ]及數代、而當[ ]修[ ]新造依實破錄、新司良任重勸云、因[ ]破損[ ]十分之二三每任可修造之由嚴誠調燬、非營[ ]己知舊慣之存而今修造少數

損失多遺、宰吏之勤似忌方典[ ]家業重陳云、損失年積修造難盡、適致隨分之功積已過十分之二三釋矣、

(同博士の記載による)

以上の文句によつても國分寺の衰頽が、その由來久しいことを知らるゝので、國司交替の際國司が國分寺經營に當惑した狀が窺はれるので、元來この文書は平安朝末頃の書寫と思はれるものであるが堂塔、佛像等の破損が數代に及ぶとのことから見ても、この上野國分寺衰頽の時期を想像せしむるのである。

もとよりこの一徵證によつて諸國國分寺がこの時に大方衰頽したと論ずるものではないが、大體の傾向は察することが出來やう。勿論時には一旦燒失して再び復興されたもの、例へば承和十二年三月に燒亡した武藏國分寺を同國前男衾郡大領外從八位上壬生吉志福正が七層塔を再建したるが如きがある。然し大方は一旦滅亡すれば既述の如く

定額寺の如きを以て假りに國分寺に代用せらるゝのであつた。

天慶二年二月の太政官符にもまた國分寺の修造について、「諸國緩怠、曾未修造、非唯露穢尊像、亦輕慢朝命、宣早隨壞修造、不得更怠者、而今諸國每申未納、動減件料、或國僅舉半分、或國殆絶本、頻伏檢言上、不與解由狀、實錄帳所注載國分二寺堂塔雜舍佛像、資財等、大破朽損、觸色多數、不可勝計」云々（政事要略五五）と述べてゐることから、國分寺が此頃捨て、顧みられなくなつてゐることを知り得るであらう。

隨つて平安朝中期以來國分寺の宗教的に活動せる記載は見る事が尠く、國分寺僧補任のことなどでも、村上天皇天徳元年二月に安藝國分寺僧の任せられたことや（朝野群載）、堀川天皇寛治五年に加賀國分寺で御齋會を行はれた記事などが（爲房卿記）、僅かに見ゆるのみである。更らに鎌倉時代に

なつては全く國分寺は忘れられたかの如く、假令記録文書等に國分寺の事を散見するも、それは天平創建の御趣旨に據る國分寺とは全く別箇のもので宗派上の所屬も新興の諸宗に改り、或は神社の宮寺として殘存したり（三島文書弘長元年六月の文書に、は三島社經所國分寺とある）或は單にたゞ傳統的に國分寺と稱するのみである尤も吾妻鏡寛喜三年五月五日の條には、烈風が吹きしきることがあつて幕府は諸國國分寺に祈禱を依頼した記事が僅かに注意を惹くのであるが、その外さしたことはない。降つて後醍醐天皇が建武中興の御鴻業を成就せられ、公家一統の御理想により、復古的政策を採らるゝに當つて、雜訴決斷所に國分寺領の處分を命せられたと思はるゝものが建武記に見え、次の如く記されてゐる。

#### 一、同國分寺事

於料所者、任格制可沙汰、至所職田地者、被尋究可有其沙汰矣

とあるが、それも勿論實行されるまでには、行かなかつたらしい。建武三年十一月長門國分寺良顯なるものが上書して、寺領安堵の院宣を賜はらんことを請ふた國分寺文書には、「諸國分寺動破壞之間、本尊者侵雨露而破像體、僧侶者依衣鉢之貯而不堪止住而佛法者年々歲々及破滅事雖不限當國分寺悲淚之餘」云々と記してある。もとよりこれは長門國分寺のことに屬するが一般にさうであつたと推察せらるゝので、更らに室町時代に入つては尙存してゐたものも尠からずあつたであらうが、多くは舊時の面影もなくなつてしまつたのであつた。

現存せる國分寺の堂塔安置の諸佛や、遺址に殘る礎石や瓦瑤等によつて綜合的に國分寺の推移を考察することも、また必要なことと思ふが、これは更らに稿を更ため叱正を乞ふことゝしたい。

(昭和四・六)